

## 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 目的の改正（第一条関係）

被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給制度の充実を図ることに伴い、法律の目的を、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」に改めるものとする。

### 第二 被災世帯の定義の改正（第二条関係）

被災世帯とは、政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって一から四までに掲げるものをいうものとする。

- 一 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
- 二 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体される

に至った世帯

三 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

四 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（二及び三に掲げる世帯を除く。第三において「大規模半壊世帯」という。）

### 第三 支援金の支給要件及び支給内容の見直し（第三条関係）

一 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。

二 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（五において「単数世帯」という。）を除く。以下第三において同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、百万円

(大規模半壊世帯にあつては、五十万円)に、当該被災世帯が1から3までの一に掲げる世帯であるときは、それぞれ、1から3までに定める額を加えた額とするものとする。

- 1 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円
- 2 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
- 3 その居住する住宅（公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 五十万円

三 二にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により二の1から3までのうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に二の1から3までに定める額のうち最も高いものを加えた額とするものとする。

四 二及び三にかかわらず、第二の三に該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とするものとする。

五 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、二から四までによる額の四分之三とすること。

#### 第四 施行期日等（附則関係）

- 一 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 二 この法律による改正後の支援金の支給制度は、この法律の公布の日(以下「公布日」という。)以後に生じた自然災害に係る支援金の支給について適用し、公布日前に生じた自然災害に係る支援金の支給については、なお従前の例によるものとする。
- 三 二にかかわらず、平成十九年能登半島地震による自然災害、平成十九年新潟県中越沖地震による自然災害、平成十九年台風第十一号及び前線による自然災害又は平成十九年台風第十二号による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が公布日以後に申請を行った場合における支援金の支給については、この法律による改正後の支援金の支給制度によるものとする。
- 四 その他所要の規定の整備を行うものとする。